

ハガキ・FAX等の記入例

- あて先は各記事の申込先(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所)
●往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入 ●連記・重複申込不可 ●特に条件のある場合は明記します

- ①行事名(コース)など ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話またはFAX番号
⑤「保育可」の催し等で保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名(ふりがな)・年齢

世田谷みやげアンケートにご協力ください

世田谷にゆかりのあるお店自慢の逸品を募集し、指定している「世田谷みやげ」に関するアンケートを実施しています。ご回答いただいた方の中から抽選で20人に景品をプレゼントします。

回答方法

- ・Googleフォーム
(右記二次元コード)

- ・アンケート用紙

三軒茶屋観光案内所「SANCHA³(サンチャキューブ)」にあり。

営業時間／午前10時～午後6時

回答期限 10月31日



他 詳しくは、観光情報サイト「エンジョイ! SETAGAYA」(右記二次元コード)をご覧ください。



問(公財)世田谷区産業振興公社

☎3411-6715 FAX 3412-2340

東京における都市計画道路の整備方針
(中間のまとめ)の意見募集

東京都と特別区および26市2町は、「東京における都市計画道路の整備方針(仮称)中間のまとめ」を取りまとめました。皆さんのご意見をお寄せください。

閲覧場所／都民情報ルーム、区道路計画課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー ※都のホームページ(二次元コード)からもご覧になれます。



提出方法／ホームページ、問①へFAX・メール・郵送・持参 8月29日(消印)まで

問①都都市整備局街路計画課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

☎5388-3379 FAX 5388-1354

☒50000179@section.metro.tokyo.jp

②区道路計画課 ☎6432-7935 FAX 6432-7991



せたがや道づくりプラン(骨子案)にご意見をいただきました

主なご意見等と区の考え方の要旨をお知らせします

2～3月に実施した意見募集では、17人の方からご意見等(62件)をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
通過交通が生活道路に流入することは好ましくないため、道路ネットワーク(幹線道路・地区幹線道路)の充実に全力を注いでほしい。	適切な密度で配置された幹線道路、地区幹線道路、主要生活道路および地先道路をバランスよく整備することで、区民の生活を支える機能的な道路網の形成を目指します。また、道路ネットワークの状況や地域の課題等を踏まえながら、計画的に道路整備を進めていきます。
自動車の利便性を中心に計画されている様子であり、住民の現在の暮らしを守る姿勢が感じられないため、見直してほしい。	道路は交通機能のほか、防災・空間・市街地形成機能などの様々な機能があり、区民の日常生活を支える基本的な都市施設の一つです。骨子案では「区民の命と街を守る道づくり」や「住みよい環境を支える道づくり」等も方針として掲げています。

意見募集の結果は、区HP(二次元コード)、道路計画課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。いただいたご意見を踏まえ、計画を策定します。
(計画の策定期間は12月頃に区HPでお知らせする予定です。)

区HP 22553



問道路計画課 ☎6432-7935 FAX 6432-7991

区長へのメールから(区政へのご意見)

区では、区長へのメールやハガキなどを通じ、区民の皆さんから寄せられたご意見やご要望を区政運営の参考にさせていただいています。

区に寄せられたご意見と回答の要旨を一部抜粋してご紹介します。

※区長へのメールは、区HP 7775 から投稿いただけます。区長へのハガキは、広報広聴課や総合支所地域振興課計画・相談担当(世田谷は計画調整・相談担当)、出張所、まちづくりセンター、図書館で配布しています。

問広報広聴課 ☎5432-2014 FAX 5432-3001

ご意見	回答
近年、香り付きの柔軟剤が人気を集めているが、それらにより何らかの体調不良を感じている人もいる。 学校など公共の場では、柔軟剤の使用について配慮するように、学校側へお願いしたい。	教育委員会では、香りへの配慮・エチケットについての啓発・理解促進を進めています。一方で、香りの感じ方には個人差があり、統一的な対応が困難な課題と認識しています。今後も、機会を捉えて香りの感じ方には個人差があることや、香り付き製品を使用する際は周囲の方にもご配慮いただくなど、香りへの啓発に努めていきます。 担当／学校健康推進課 ☎5432-2693 FAX 5432-3029

税・保険・年金

税金

国保・高齢者医療

介護保険

年金

国民年金(老齢基礎年金)の付加年金をご存じですか

第1号被保険者と任意加入被保険者(65歳以上を除く)の方は、月々の定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金に付加年金を上乗せできます。ご希望の方は申出の手続きが必要です。

付加年金額(年額)は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

- 申出をした月の分から付加保険料を納付できます。遡ることはできません。また、申出により付加保険料の納付を辞退することができます。
- 国民年金基金に加入中の方、保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を受けている方は申し込みできません。

- iDeCoと併用する場合は、iDeCo掛金限度額に影響します。詳しくは、金融機関へお問い合わせください。

他 マイナポータルでの申請もできます。

問世田谷年金事務所 ☎6844-3871(音声案内2)、国保・年金課

☎5432-2356 FAX 5432-3051

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください▶



老齢基礎年金の請求

老齢基礎年金は受給資格期間(保険料納付済期間、保険料免除期間等を合算した期間)が10年以上ある場合に受け取ることができる年金です。受給をはじめる年齢は原則65歳で、65歳の誕生日前日以降に請求手続きができます。また受給開始時期を、60歳から64歳の間に早めて、生涯減額された年金を受け取る「繰上げ受給」

や、66歳から75歳(昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳)までの間に遅らせて、生涯増額された年金を受け取る「繰下げ受給」の制度があります。

ご自身の年金記録の確認は、「ねんきんネット」等をご活用ください。「ねんきんネット」では、年金の加入履歴・納付状況等の確認や、将来受け取る年金の見込み額の試算等ができます。受給開始年齢を過ぎて、まだ年金を受け取られていない方は、世田谷年金事務所三軒茶屋相談室にお問い合わせください。

問世田谷年金事務所三軒茶屋相談室 ☎6844-3871(音声案内「1」→「2」) FAX 3421-1147、ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号 ☎0570-058-555(050から始まる電話番号からは ☎03-6700-1144)

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください▶



4面へつづく【税・保険・年金】